

資料 3

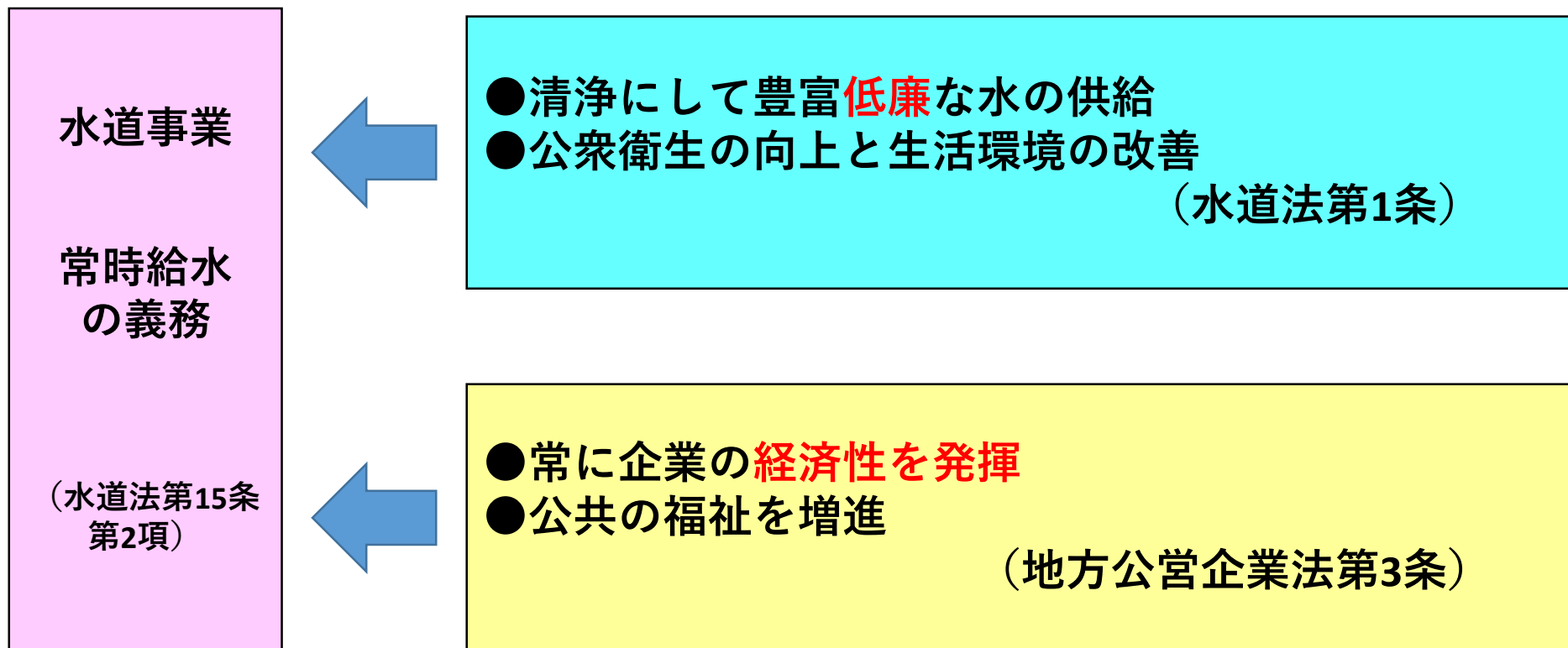
令和5年度 第3回 静岡市上下水道事業経営協議会

令和5年9月8日

水道料金の現状について



1 経営の基本原則



・水道法第1条

「清浄にして豊富**低廉**な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与すること」

・地方公営企業法第3条

「常に企業の**経済性を発揮**するとともに、その本来の目的である**公共の福祉を増進**するように運営されなければならない」

・水道法第15条第2項

「水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない」

2 独立採算の原則

- ・ 地方公営企業法第17条の2第2項
企業運営に要する経費は「当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない」



「独立採算制の原則」

水道事業は、水道料金などの収入によって
運営される

原則として、税金は使われていない

例外 一般会計や他の特別会計が負担することを認めている経費

ア. 性質上、地方公営企業の経営に伴う収入を充てることが適当でない経費

例. 公共の消防のための消火栓に要する経費

イ. 地方公営企業が能率的な経営を行っても、経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

例. 山間地、離島等に設置された病院事業

3 料金算定期間について

料金算定期間⇒料金算定の基礎となる原価（または収支の状況）を集計する期間



理想⇒水道料金は、使用者の日常生活に密着しているので、できるだけ長期にわたり安定的に維持されることが望ましい

長期の算定期間⇒経済動向や需要の推移など不確定要素を多く含むこととなるので
余りにも長い算定期間の設定は適当とはいえない

※「水道料金算定要領」⇒算定期間はおおむね**3年から5年**とされている



以上のことから、料金改定後の検証と準備期間を考慮し、**4年間**としている。

※「水道料金算定要領」・・・日本水道協会が作成。水道使用者の公正な利益と水道事業の健全な発展を図ることを料金算定の基本原則とし、全国の水道事業における標準的な料金算定の考え方・方法を示した要領

4 これまでの水道料金改定の経緯

H20.6月..改定率 **▲ 3.2%** ※合併後も1市3制度であった水道料金を一元化
 R2.10月..改定率 **+14.8%** ※12年ぶりの料金改定。基本料金の改定



使用水量の増減に収入が影響されにくい料金体系へ（基本料金：従量料金＝3：7）

年度	料金算定期間																																																																							
	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19																																													
	H20.6				H20.11				H21				H22				H23				H24				H25				H26				H27				H28				H29				H30				R元				R2				R3				R4				R5				R6			

消費税率の変更に伴うもの ⇒⇒⇒

●H元.4(消費税3%)

●H9.4(消費税5%)

●H26.4(消費税8%)

●R元.10(消費税10%)

旧市町	改定時期	旧料金	新料金	改定率	備考	料金一元化	据え置き	据え置き	改定率	備考
旧静岡市	S56.4	S59.4	H5.4	H9.4	H13.4	合併	料金一元化 全体で▲3.2% (静岡地区▲7.67%) (清水地区+4.08%) (蒲原地区+18.65%)	据え置き	R2.10 ※4か月延期 14.8%	1年先延ばし
旧清水市	S57.4	H4.4	H9.4	合併						
旧蒲原町	H4.4	H8.4	H11.10	合併						
旧由比町				合併						

5 現行の水道料金体系及び単価

口径別料金体系は、全国1,256事業者のうち757事業者(60.3%)が採用しており、年々この体系を採用する事業者が増えている(R4.4.1時点)

項目	概要	
A 料金の構成	料金の構成として一部料金制と二部料金制がある	
	① 一部料金制	定額料金もしくは使用水量に応じて賦課される従量料金のいずれかを採用した料金制度
	② 二部料金制	基本料金と従量料金とを組み合わせた料金制度
B 基本料金	各使用者が水使用の有無にかかわらず賦課される料金	
	③ 口径別料金	各需要者の給水管や水道メーターの口径の大小等により区分し、料金を賦課する料金制度
	④ 用途別料金	使用用途（例：家庭用、営業用、浴場用等）により区分し、料金を賦課する料金制度
	⑤ 基本水量	設定した一定水量を付与することで、その範囲内での使用に対して定額の基本料金のみを負担させるもの
C 従量料金	使用水量に応じて賦課される料金	
	⑥ 単一型	使用量にかかわらず、1 m ³ あたりの従量料金単価が同じ型
	⑦ 逓増型	使用量が多ければ、1 m ³ あたりの従量料金単価が高くなる型
	⑧ 逓減型	使用量が多ければ、1 m ³ あたりの従量料金単価が低くなる型

静岡市現行料金体系（②二部料金制・③口径別料金・⑦逓増型・水量区画6段階）

水道料金1か月 税込							
口径	基本料金 (円/月)	従量料金 (円/m ³)					
		1~10m ³	11~20m ³	21~50m ³	51~100m ³	101~500m ³	501m ³ ~
13mm	770円	66.0円	117.7円	156.2円	181.5円	201.3円	214.5円
20mm							
25mm	1,100円						
30mm							
40mm	2,882円						
50mm							
75mm	11,407円						
100mm	20,427円						
150mm	51,722円						
200mm							

逓増型

【計算例】口径20mmで2か月で51m³使用

51m³ ÷ 2 = 25m³（後月分水量・1m³未満切捨て）

51m³ - 25m³ = 26m³（前月分水量）

計算区分		前月分	後月分
基本料金		770.0	770.0
従量料金	1m ³ から10m ³ (66.0円 × 10m ³)	660.0	660.0
	11m ³ から20m ³ (117.70円 × 10m ³)	1177.0	1177.0
	21m ³ から50m ³ (156.20円 × 6 m ³) (前月) (156.20円 × 5 m ³) (後月)	937.2	781.0
小計 (円未満切捨て)		3,544	3,388
合計		6,932円	

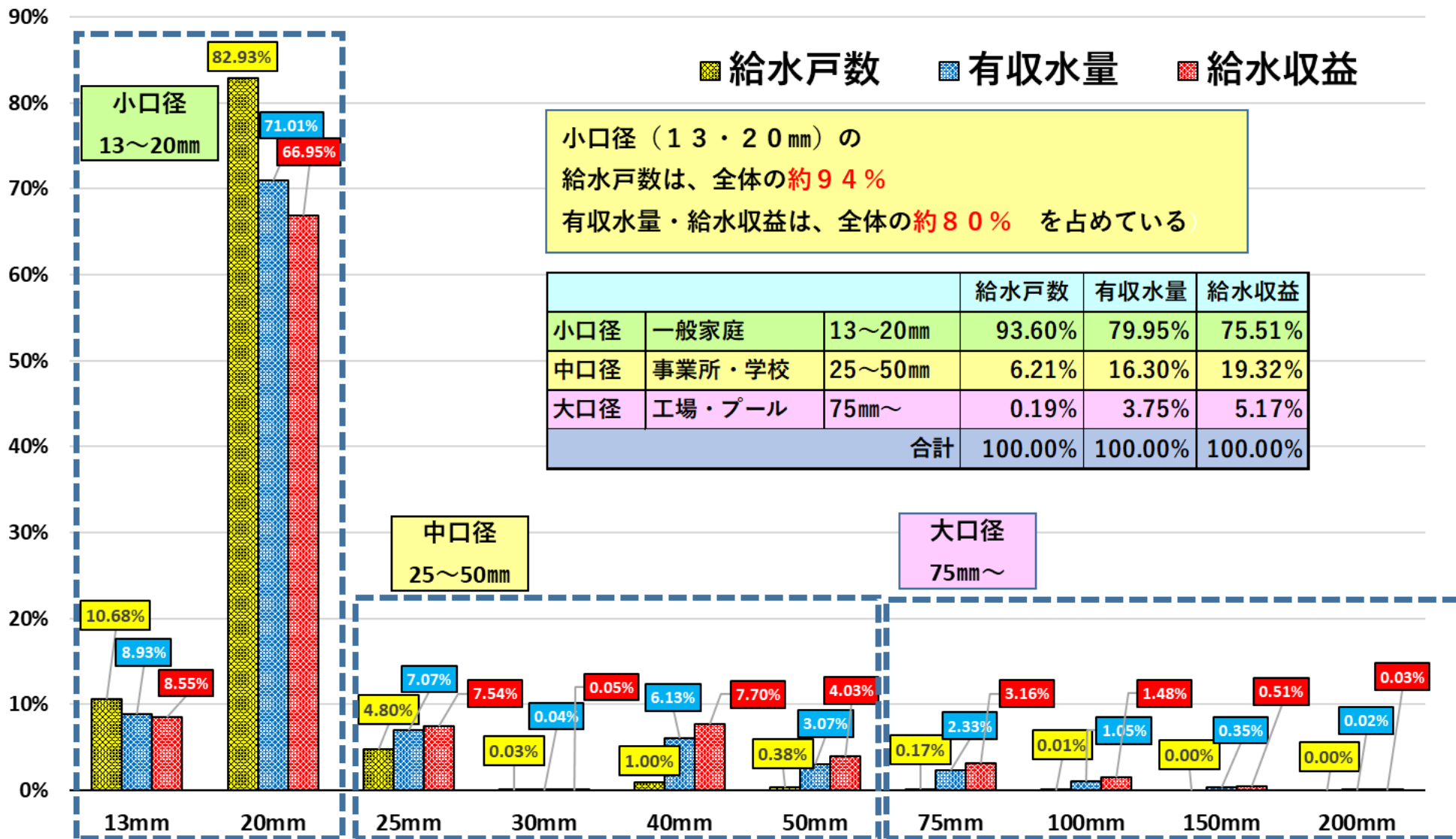
6 他都市との水道料金の比較(税込・1か月あたり)

静岡市の水道料金は、大都市間では、各口径において安価であるが、静岡県内では、口径が大きくなると平均値が上回っている(R5.4.1時点)

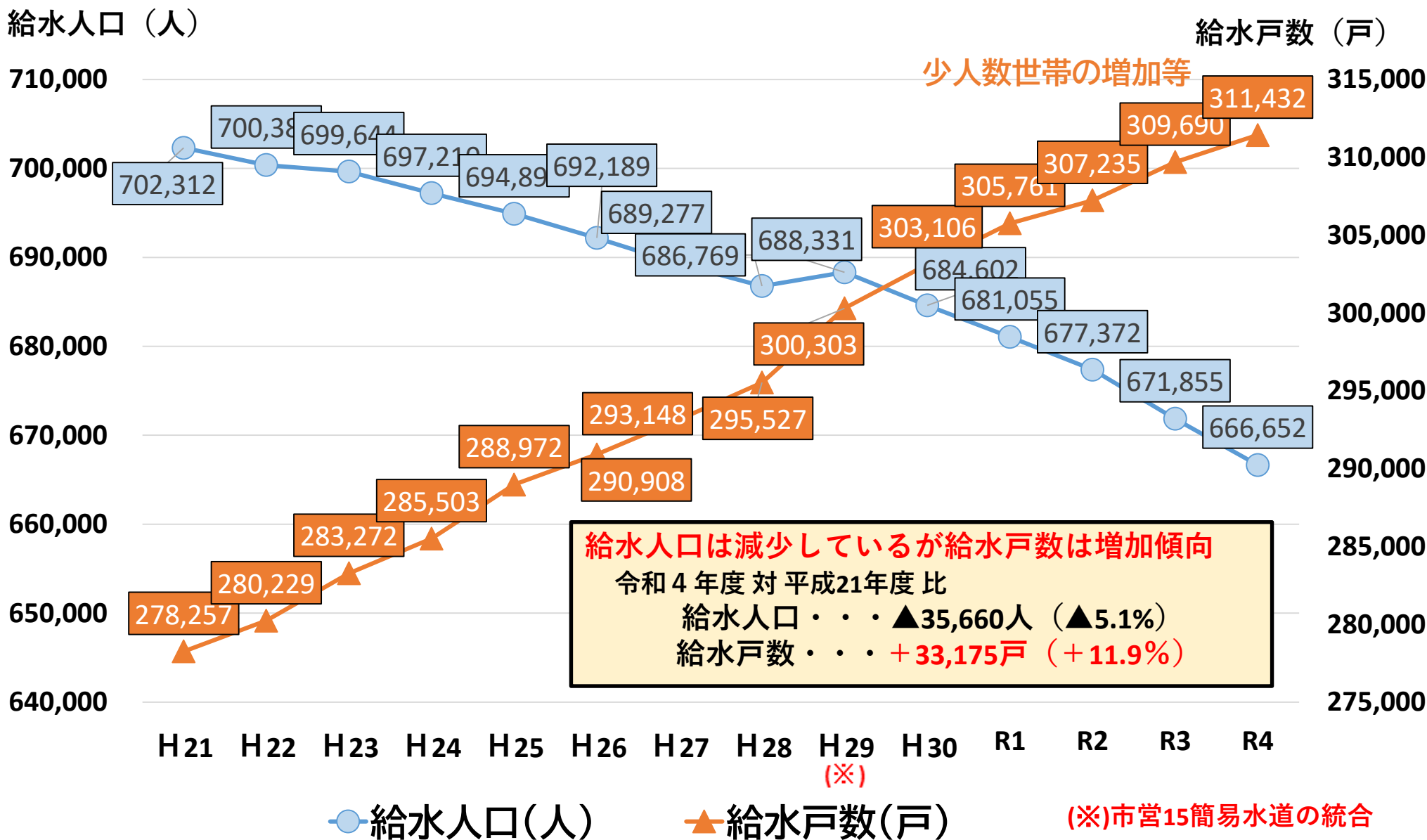
口径・使用水量		水道料金 (単位:円・税込み・安い順・R5.4.1現在)																					平均		
		安い										高い													
大都市 (政令市+東京都)	13mm /20㎡ 一般家庭	大阪市	浜松市	北九州市	川崎市	広島市	名古屋市	堺市	東京都	新潟市	相模原市	神戸市	岡山市	静岡市	熊本市	千葉市	福岡市	京都市	横浜市	さいたま市	仙台市	札幌市			2,671
	20mm /20㎡ 一般家庭	大阪市	浜松市	川崎市	北九州市	広島市	堺市	相模原市	神戸市	静岡市	東京都	名古屋市	岡山市	京都市	熊本市	横浜市	千葉市	福岡市	さいたま市	札幌市	仙台市	新潟市			2,945
	25mm /50㎡ 二世帯住宅	大阪市	浜松市	静岡市	北九州市	川崎市	岡山市	新潟市	東京都	熊本市	相模原市	広島市	京都市	堺市	名古屋市	仙台市	横浜市	神戸市	千葉市	さいたま市	福岡市	札幌市			10,790
	25mm /100㎡ コンビニ・店舗付き住宅	新潟市	静岡市	浜松市	北九州市	岡山市	大阪市	東京都	熊本市	京都市	相模原市	川崎市	広島市	仙台市	堺市	名古屋市	神戸市	横浜市	さいたま市	千葉市	札幌市	福岡市			24,239
	40mm /50㎡ 共同住宅	新潟市	静岡市	浜松市	岡山市	京都市	北九州市	熊本市	相模原市	広島市	川崎市	仙台市	大阪市	堺市	神戸市	名古屋市	東京都	札幌市	横浜市	さいたま市	千葉市	福岡市			161,673
	50mm /1000㎡ 事業所・学校	新潟市	静岡市	浜松市	岡山市	京都市	北九州市	熊本市	相模原市	広島市	川崎市	仙台市	大阪市	堺市	神戸市	名古屋市	札幌市	横浜市	さいたま市	千葉市	福岡市				345,881
	75mm /5000㎡ 事業所・学校プール	新潟市	静岡市	浜松市	岡山市	京都市	熊本市	北九州市	仙台市	広島市	名古屋市	堺市	川崎市	大阪市	神戸市	相模原市	札幌市	東京都	さいたま市	千葉市	横浜市	福岡市			1,835,323
75mm /10000㎡ 事業所・学校プール	新潟市	静岡市	浜松市	岡山市	熊本市	京都市	北九州市	仙台市	広島市	名古屋市	堺市	川崎市	大阪市	神戸市	札幌市	相模原市	さいたま市	東京都	千葉市	横浜市	福岡市			3,690,394	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21			平均額

口径・使用水量		水道料金 (単位:円・税込み・安い順・R5.4.1現在)																							平均
		安い											高い												
静岡県内都市	13mm /20㎡ 一般家庭	沼津市	伊豆の国市	焼津市	富士宮市	富士市	浜松市	三島市	御殿場市	藤枝市	裾野市	伊東市	磐田市	伊豆市	静岡市	熱海市	下田市	島田市	御前崎市	湖西市	袋井市	掛川市	菊川市	牧之原市	平均
	20mm /20㎡ 一般家庭	沼津市	富士宮市	伊豆の国市	焼津市	三島市	浜松市	富士市	伊東市	裾野市	静岡市	御殿場市	熱海市	島田市	御前崎市	藤枝市	磐田市	伊豆市	掛川市	袋井市	菊川市	牧之原市	湖西市	下田市	2,767
	25mm /50㎡ 二世帯住宅	伊豆の国市	沼津市	焼津市	富士宮市	富士市	三島市	伊豆市	御殿場市	島田市	熱海市	裾野市	浜松市	藤枝市	静岡市	御前崎市	伊東市	磐田市	菊川市	掛川市	袋井市	湖西市	牧之原市	下田市	7,821
	25mm /100㎡ コンビニ・店舗付き住宅	伊豆の国市	沼津市	伊豆市	富士宮市	富士市	焼津市	三島市	島田市	御殿場市	裾野市	熱海市	藤枝市	御前崎市	静岡市	浜松市	磐田市	伊東市	湖西市	袋井市	下田市	牧之原市	掛川市	菊川市	15,909
	40mm /50㎡ 共同住宅	伊豆の国市	伊豆市	沼津市	富士宮市	富士市	島田市	三島市	焼津市	熱海市	藤枝市	御前崎市	静岡市	袋井市	裾野市	磐田市	御殿場市	湖西市	浜松市	伊東市	牧之原市	掛川市	菊川市	下田市	90,103
	50mm /1000㎡ 事業所・学校	伊豆の国市	伊豆市	沼津市	富士宮市	富士市	島田市	三島市	焼津市	熱海市	藤枝市	御前崎市	袋井市	裾野市	磐田市	御殿場市	湖西市	伊東市	浜松市	熱海市	静岡市	掛川市	菊川市	下田市	182,493
	75mm /5000㎡ 事業所・学校プール	伊豆の国市	伊豆市	沼津市	富士宮市	富士市	島田市	焼津市	三島市	熱海市	藤枝市	御前崎市	袋井市	裾野市	御殿場市	伊東市	湖西市	静岡市	牧之原市	浜松市	掛川市	菊川市	下田市		910,037
75mm /10000㎡ 事業所・学校プール	伊豆市	伊豆の国市	沼津市	富士宮市	富士市	島田市	焼津市	三島市	熱海市	藤枝市	御前崎市	袋井市	裾野市	御殿場市	湖西市	伊東市	静岡市	牧之原市	浜松市	掛川市	下田市	菊川市		1,807,275	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	平均額

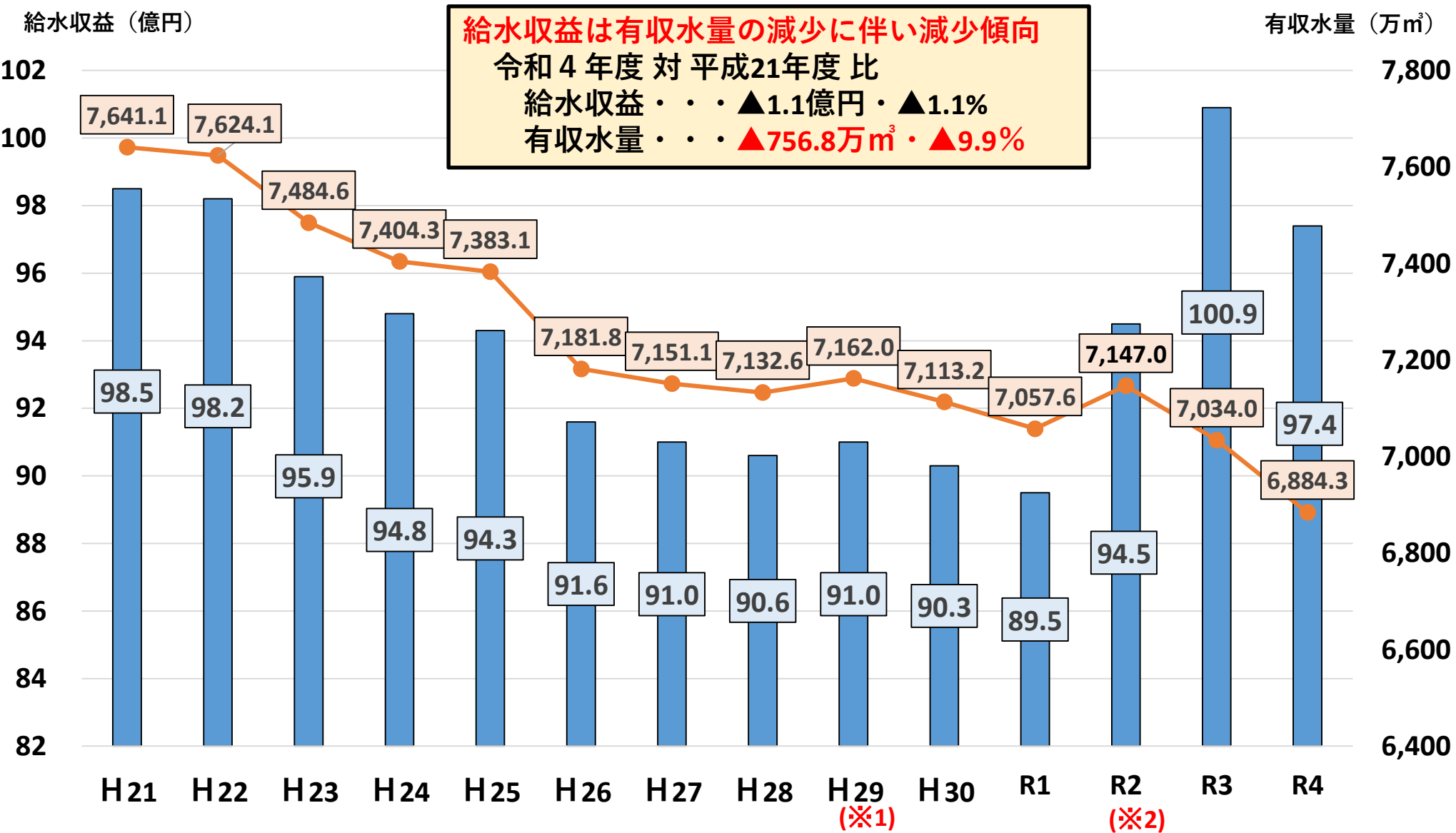
7 口径別の 給水収益・有収水量・給水戸数 の割合(R4)



8 給水人口と給水戸数の推移(H21~R4)



9 給水収益(税抜)と有収水量の推移(H21~R4)



■ 給水収益(億円)

● 有収水量(万³m)

(※1)市営15簡易水道の統合
 (※2)料金改定 (R2.10月~)

10 建設改良費(棒)と補てん財源残高(折れ線)の推移 ※経営戦略上の投資・財政計画値

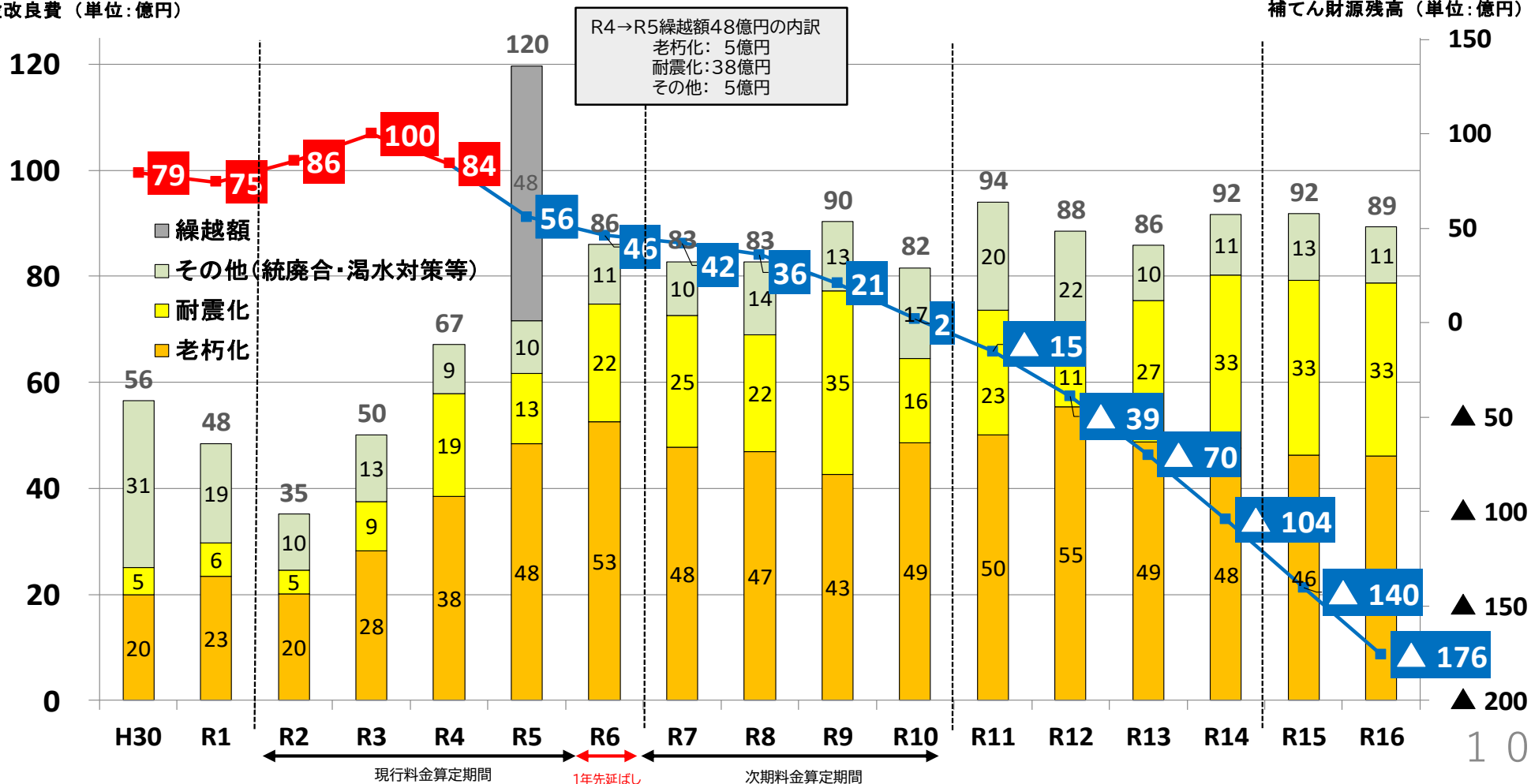
老朽化による更新需要の増大、物価高騰に伴う投資コストの上昇などの影響により、建設改良費は増加する見込み。

この投資計画のまま執行すれば、補てん財源残高は令和11年度に枯渇する。

改定率 14.8%(改定済)

建設改良費 (単位: 億円)

補てん財源残高 (単位: 億円)



11 (参考) 補てん財源の流れ

収益的収支 (維持管理の収支)



収益的収入



収益的支出

収益的収支で確保した
留保資金を
資本的収支の不足額に
充当



補てん財源

資本的収支 (建設投資の収支)



資本的収入



資本的支出